



鳥農委許令2第5～10号

### 農地法第5条の規定に基づく許可書

令和2年6月2日付けで申請の下記農地の転用を目的とする 所有権移転 のことは、農地法第5条の規定に基づき次のとおり許可する。

令和2年6月19日

鳥栖市農業委員長 佐藤 敏嘉



譲渡人 住所

氏名



譲受人 住所

佐賀県鳥栖市蔵上町587番地1

氏名

株式会社 篠原建設  
代表取締役 篠原 隆行

#### 記

1 転用の目的 資材置場

2 許可する土地の表示

鳥 栖 市

土地の所在		地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	所有者氏名	備考
町	字		登記簿	台帳			
立石町	棧敷	12番252	畑	畑	8,538.00		
	以下余白						
計 8,538.00m <sup>2</sup>					田 ー m <sup>2</sup>		
					畑 8,538 m <sup>2</sup>		

# 起案・供覧

係	係員	係長	課長補佐	課長
石橋	天野	田中	福	山

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 3 年 6 月 0 日

鳥栖市長 殿

佐賀県鳥栖市蔵上町587番地1

住所

株式会社 篠原建設

届出人 氏名

代表取締役 篠原 隆行

TEL 0942(83)3723

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

鳥栖市 立石 町大字 字 棧敷 12 地番 36

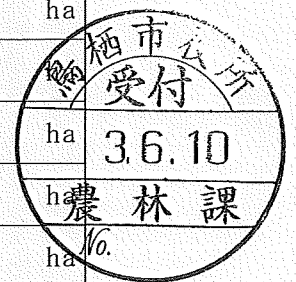
2 伐採の計画

伐採面積	0.17 ha		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐) ・間伐	伐採率	100 %
伐採樹種	ミナモトノキ		
伐採年齢	50		
伐採の期間	令和3年7月12日～令和4年3月31日		

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ( ) ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ( ) ・なし



(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

資材置場

4 備考

確認通知書等を希望

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、か  
らまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の  
広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、  
立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異年齢の場合においては、伐採する立  
木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最  
も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別  
に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとな  
る場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致す  
るよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなけ  
れば適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下  
回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、  
刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合  
には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載  
すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天  
然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとな  
る場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了日から5年  
後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期  
間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途  
欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供さ  
れることとなる場合にのみ記載すること。

# 森林の土地の所有者届出書

令和 4 年 3 月 10 日

鳥栖市長 様

住所

佐賀県鳥栖市立石町587番地1

届出人 氏名

株式会社 篠原建設  
代表取締役 篠原隆 印

電話番号

TEL 0942(83)3723

次のとおり、新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

## 記

所有権の 移転に関する 事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)		
	立石町 12番地 137				[REDACTED]		
	所有者となった年月日				所有権移転の原因		
	令和 3 年 5 月 21 日				売買		
土地に関する 事項	番号	土地の所在場所				面積(ha)	持分割合
		市町	大字	字	地番		
	1	立石町	林敷		12-128	0.03	100
	2						
	3						
計							
備考							

### 注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その存する市町ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積はヘクタールを単位とし、少数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無、その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。

(1) 当該土地の位置を示す地図

(2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面




規則第7条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

鳥栖市長 橋本 康志 殿

住所  
届出人 氏名

R4年3月10日  
佐賀県鳥栖市(兼上町)587番地1  
株式会社 篠原建設  
代表取締役 篠原隆行  
TEL:0942(83)3723



次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

鳥栖<sup>(市)</sup>郡立石<sup>(町)</sup>大字 檜敷 字 12-128 地番

2 伐採の計画

伐採面積	0.03 ha		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100 %
伐採樹種	その他広葉樹		
伐採年齢	71		
伐採の期間	令和4年4月10日 ~ 令和6年3月31日		

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ( )・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ( )・なし

